

# ポストコロナ時代を見据えた経済活動に関する研究会 設置要綱

## 1 目的

新型コロナウイルス危機により、社会経済環境の変化は加速しており、経済を維持していくためには、進展するデジタル技術を活用した新たな付加価値の創出や、雇用の維持・創出と失業なき労働移動など新たな雇用政策が求められている。

さらに、テレワークや二拠点居住、地方移住など時間や場所に捉われない新たな動きを踏まえた、地方・大都市・世界それぞれが連携する多極連携を推進することは、日本全体の力強い成長に繋がるものである。

こうしたポストコロナ時代の日本経済が直面する課題の解決に向け、デジタル化の推進などによる生産性向上や、雇用形態の多様化に向けた制度整備などの方向性を検討し、あるべき姿やその実現に向けた方策について、国への提言につなげるため、全国知事会農林商工常任委員会に、「ポストコロナ時代を見据えた経済活動に関する研究会」（以下「研究会」という。）を設置する。

## 2 組織

- (1) 研究会の委員は、学識経験者及びあらかじめ研究会に参加を表明した知事をもって組織する。
- (2) 農林商工常任委員会副委員長（広島県知事）が座長を務める。
- (3) 委員以外の知事は、オブザーバーとして研究会に出席し発言することができる。
- (4) 研究会の委員に対する報酬及び旅費については、「講師等に対する報酬等に関する取扱方針」の定めるところにより支払う。ただし、知事はこの限りではない。

## 3 事務

研究会の事務は、広島県及び全国知事会事務局が協力して処理する。

## 4 会議の公開

研究会の会議は公開とする。ただし、座長が必要と認めるときは、会議の一部または全部を非公開とすることができる。

## 5 その他

この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に必要な事項は座長が別に定める。

## 6 施行

この要綱は、令和3年6月11日から施行する。

この要綱は、令和3年7月21日から施行する。

この要綱は、令和3年9月15日から施行する。